

## 令和3年度の狂犬病予防注射の実施に関する要請について

令和3年度の狂犬病予防注射の実施については、令和3年2月8日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防注射の実施について」（別記1）をもって、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じて注射を実施するよう地方会に通知するとともに、厚生労働省あて令和3年2月8日付け2日獣発第256号「令和3年度における狂犬病予防注射の実施等について」（別記2）をもって、本病の感染状況を踏まえ、4月から6月に予定されている予防注射を円滑かつ適正に実施するよう、都道府県等に対する実施方針の速やかな提示等について要請したところ です。

今般、本要請を受け、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり令和3年2月10日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」が各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されたことを受け、令和3年2月15日付け2日獣発第260号「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」（別記3）をもって確実な感染防止措置による予防注射の実施とともに、各都道府県及び市区町村等と連携して集合注射の実施方法も含めた令和3年度の予防注射の接種計画を速やかに策定すよう地方獣師会長へ依頼したので、ここに紹介する。

### 【別記1】

事務連絡  
令和3年2月8日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
副会長兼専務理事 境 政 人

#### 令和3年度の狂犬病予防注射の実施について

令和2年度の狂犬病予防注射の実施については、6月11日付けで公布された狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）を踏まえ、都道府県及び市区町村と連携の上、令和2年12月31日までに漏れなく狂犬病予防注射を実施するよう、地方獣医師会会長あて依頼したところ です。

しかしながら、同一都道府県内においても市区町村ごとに対応が異なり、地域内で円滑かつ統一的な予防注射が実施されるに至りませんでした。

現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に発生している状況に鑑みると、令和3年4月から6月に予定されている狂犬病予防注射についても円滑かつ適正な実施が困難となることが危惧されることから、本会では、全国統一的に計画的な予防注射が実施されるよう、都道府県等に対する実施方針の速やかな提示等について別添のとおり（別記2参照）厚生労働省あて要請することとしております。

つきましては、令和3年度の狂犬病予防注射の実施に当たっては、別添1の狂犬病集合予防注射及び

別添2の小動物診療施設等での個別注射における留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じられるよう、よろしくお願いいたします。

また、地方獣医師会におかれては、都道府県内の各市区町村からの狂犬病予防事業の一括受託契約の締結について積極的に取り組み、都道府県内における予防注射業務が一層組織的かつ統一的に実施されるよう、ご尽力方よろしくお願いいたします。

### （別添1）

#### 新型コロナウイルス感染症を踏まえた 狂犬病集合予防注射の実施について

令和2年9月15日制定  
令和3年2月5日 改訂

我が国では、昭和25年に制定された狂犬病予防法に基づく犬へのワクチン接種により、昭和32年以降国内での発生は見られず、清浄国を維持しています。

しかしながら、令和2年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に国内14年ぶりとなる発症が確認される等、海外では毎年6万人が死亡している状況下において、予防注射が本病の防疫に果たす役割は極めて重要です。

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下にあつて集合注射を実施するに当たっては、下記の事項に留意の上、新型コロナウイルス感染症

に対する感染防止措置を確実に講じることにより、犬の所有者等が安心して予防注射を受けることができるよう特段のご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 獣医師等における留意事項

- ① 可能な限り個人防護具（PPE）の装着を行うこと（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、白衣等）。
- ② 予防注射ごとに装着している手袋等の消毒を行うこと。
- ③ 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ④ 咳、発熱等の症状がある場合は、他の獣医師と交代すること。

### 2 飼い主等における留意事項

- ① 事前の通知等により、咳、発熱等の症状がある場合は、来場を控えていただくようお願いすること。
- ② 会場では、マスク着用など咳エチケットを徹底していただくこと。
- ③ 会場に消毒薬を設置し、手指消毒をお願いすること。
- ④ 犬の飼い主等間での密接な接触は避けること。

## (別添 2)

### 新型コロナウイルス感染症に対する 小動物診療施設等の対応について

令和2年4月3日 制定  
令和2年7月31日 改訂  
令和3年2月5日 改訂

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」が発出された際は不要不急の外出制限等が求められることとなります。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下「獣医師等」という。）及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜又は家禽が飼養される畜鶏舎で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なることがないように注意しつつ、本

文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

### 1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」（獣医師法第19条第1項）との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

### 2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

### 3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

### 4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

### 5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ① 飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ② 同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③ 大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④ 自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。
- ⑤ マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥ 到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦ 支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。
- ⑧ これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

### 6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対

応、指示等を行うこと。

- ① 予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。
- ② 入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗浄消毒すること。
- ③ ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ④ 院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑤ 獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑥ 待合室にて問診表（飼い主の健康状態に関する質問を含む。）の記入を依頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。
- ⑦ 診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

## 7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ① 個人防護具（PPE）の装着を徹底すること（別添6参照（略））。
- ② 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ③ “One Health” の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御は勿論、院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

## 8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、(公社)日本獣医師会のホームページに掲載された「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」（令和2年5月1日、7月31日改訂）を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部等に問合せを行うこと。

## 【別記2】

2日獣発第256号  
令和3年2月8日

厚生労働省

健康局長 正林督章 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

### 令和3年度における狂犬病予防注射の 実施等について（要請）

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、わが国においても国民生活や経済活動など多方面にわたって大きな悪影響をもたらしています。

このような新型コロナウイルス感染症禍の中で、狂犬病予防法第5条及び同法施行規則第11条の規定に基づき、犬の所有者は所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に狂犬病予防注射を受けさせることとされているにもかかわらず、円滑な予防注射事業が実施できない状況となりました。これに対し、令和2年6月11日付けで「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第121号）が公布され、令和2年12月31日までの間に狂犬病予防注射を受けさせたときは、6月30日までの期間に注射を受けさせたものとみなすこととされました。また、併せて貴省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（令和2年6月11日付け健感発0611第1号）が発出され、記の3において

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。
- (2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。

との留意事項を示して都道府県等に対して指導が行われました。

更に、結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」（令和2年9月17日付け健感発0917第2号）が発出され、「狂犬病の予防注射を確実に接種していただくため、各地域での新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえつつ、季節性インフルエンザが流行する前に、各自治体から犬の所有者等に接種を促していただくよう」都道府県等に指導が行われました。



このような貴省による特例措置の適用や、再三にわたる指導がなされたにもかかわらず、狂犬病予防注射を含めた狂犬病予防事業が市区町村の事業とされていることもあり、同一都道府県内においても市区町村ごとに対応が異なり、予防注射の接種が地域内で円滑かつ統一的に実施されず不十分な結果となりました。

現在も引き続き新型コロナウイルス感染症が全国的に発生している状況に鑑みると、令和3年4月から6月に予定されている狂犬病予防注射の接種が適正に実施されないおそれがあります。

つきましては、令和3年度における狂犬病予防注射については、全国統一的に計画的な予防接種が実施されるよう、都道府県等に対し下記のとおり方針を示していただくようお願いいたします。

なお、本会においては、令和2年9月15日付け事務連絡において貴省宛にご依頼しましたように、予防注射の実施に当たっては新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じる必要があることから、狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射時における留意事項について、別添のとおり（別記1参照）改めて地方獣医師会宛てに周知したことを申し添えます。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び各自治体における業務状況等も踏まえつつ、令和3年度狂犬病予防注射が各市区町村で円滑かつ確実に実施され、犬の飼い主が年1回の予防注射を実施することができるよう、事前に都道府県等に対し今年度の実施方針について提示すること。
- 2 狂犬病予防注射を含めた狂犬病予防事業が各都道府県内において組織的かつ統一的に実施されるよう、管下の市区町村において各地方獣医師会と一括委託を含め十分連携して予防注射業務を遂行するよう指導すること。

#### 【別記3】

2日獣発第260号  
令和3年2月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

#### 令和3年度の狂犬病予防法に基づく 狂犬病の予防注射の時期について

令和3年度の狂犬病予防注射の実施については、令和3年2月8日付け事務連絡をもって、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、4月から6月に予定されている予防注射の円滑かつ適正な実施が危惧されることから、厚生労働省あて全国統一的に計画的な予防注射が実施されるよう、都道府県等に対する実施方針の速やかな提示等について要請したところです。

今般、本要請を受け、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり令和3年2月10日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」が各都道府県、保健所設置市等衛生主管部(局)長あてに発出され、

- ① 令和3年度の予防注射の時期については、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えない方向での検討を進めていること、
- ② 都道府県等においては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、犬の所有者や獣医師等の感染リスクに留意し柔軟に予防注射の接種計画を検討するよう、管内の市区町村を含む関係者に周知すること、
- ③ 市区町村で実施する集合注射についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討し、感染拡大防止対策を徹底して実施すること、
- ④ 実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施を推進することが周知されました。

つきましては、地方獣医師会におかれましては、令和3年2月8日付け事務連絡により依頼したとおり、狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射における確実な感染防止措置の実施につき、重ねてお願い申し上げます。その上で、各都道府及び市区町村等と連携して集合注射の実施方法も

含めた令和3年度の予防注射の接種計画を速やかに策定し、予防注射が漏れなく実施されますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和3年2月10日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の 予防注射の時期について（情報提供）

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、標記につきまして、別添のとおり自治体宛て事務連絡を发出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

（別 添）

事務連絡  
令和3年2月10日

各（都道府県）  
保健所設置市）衛生主管部（局） 御中  
（特別区）

厚生労働省健康局結核感染症課

### 令和3年度の狂犬病予防法に基づく 狂犬病の予防注射の時期について

新型コロナウイルス感染症については、感染の早期収束につなげていくための取組が全国的に進められているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、早急な接種体制を全国で整備するよう接種体制の構築を進めており、各自治体にもお願いしているところです。

狂犬病の予防注射（以下単に「予防注射」という。）については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号、以下「法」という。第5条第1項及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）

第11条第1項の規定に基づき、犬の所有者又は管理者は、所有する犬について基本的には毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、今年度の予防注射の実施については、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、6月までに予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、令和2年12月31日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について予防注射を受けさせたときは、狂犬病予防法施行規則第11条第1項に規定する期間内に予防注射を受けさせたとみなすこととしました。

令和3年度の予防注射の時期については、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえた感染症のまん延防止の観点等から、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月までに受けることも差し支えないこととする方向での検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、予防注射の実施時期に基づき犬の所有者や獣医師等が感染する機会が増えることのないよう柔軟に予防注射の接種計画を検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。なお、実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施の推進についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染拡大防止対策を徹底いただくようよろしくお願い申し上げます。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人 日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。